

平成28年1月4日

加入員の皆さまへ
年金受給待期中の皆さまへ
年金受給者の皆さまへ

埼玉機械工業厚生年金基金
理事長 飯野 耕司

厚生年金基金における受給者様のマイナンバー取得にかかるお知らせ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、年金制度運営にご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、報道等でご承知のとおり、平成28年1月からマイナンバー制度がスタートしております。当該マイナンバー制度の導入により、現在貴方様がお受取りの企業年金に関しましては、支払者（受託者：三井住友信託銀行）が税務署等へ提出する源泉徴収票等に貴方様のマイナンバーを記載する必要がございます。

弊基金では、貴方様のマイナンバーを収集するにあたり、受給者様の郵送等の手続きにかかるご負担を軽減するため、マイナンバーの収集業務を企業年金連合会に委託することといたしましたので、ご案内申し上げます。なお、企業年金連合会へ委託することにより、貴方様のマイナンバーを地方公共団体情報システム機構より取得いたしますので、貴方様にてお手続きいただく必要はございません。

なお、企業年金連合会より貴方様のマイナンバーが取得できない場合には、別途弊基金からマイナンバーのご提出のご依頼をさせていただく場合がございます。

上記ご賢察の上、弊基金の対応方針についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

<お問い合わせ先>
埼玉機械工業厚生年金基金
TEL：048-652-1260
FAX：048-651-2855